

請求書記入例

この用紙には災害の発生した事業場または主に負荷があったと考える事業場について記載してください。

通勤災害の場合は様式第16号の6

※印の欄は記入しないでください。

事故の発生日または発病の日を正確に記入してください。

療養のため労働できなかった期間と、そのうち賃金を受けられなかった日数を記入します。

機械で読み取るため、算用数字で記入してください。

銀行等に振込みを希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

●ゆうちょ銀行口座（記号・番号）を指定する場合は、通常記号は5桁、番号は8桁となっていますが、番号が8桁未満の場合は、頭に0を加えて8桁としてください。

(例) 番号が1234561の場合、01234561となります。

記号(5桁) 番号(8桁)

11111001234561
[0]を加えてください。

※記号と番号の間に1桁の数字がある場合は、その1桁の数字は、記載する必要はありません。
※預金の種類は「1」としてください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。

ただし、離職後に第2回目以降の請求をする場合は、必要ありません。なお、療養のため、労働できなかった期間の全部または一部が離職前にある場合には証明が必要となります。

直接所属している事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入します。

診療担当者（医師、歯科医師、柔道整復師等）による証明が必要です。

様式第8号(表面) 労働者災害補償保険 休業補償給付支給請求書 第 回

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12

アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヨ
ネノヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロワ

①管轄局者 ②労働者 ③労働者 ④労働者 ⑤労働者 ⑥労働者 ⑦労働者 ⑧労働者 ⑨労働者 ⑩労働者 ⑪労働者 ⑫労働者

⑬労働者 ⑭労働者 ⑮労働者 ⑯労働者 ⑰労働者 ⑱労働者 ⑲労働者 ⑳労働者 ㉑労働者 ㉒労働者 ㉓労働者 ㉔労働者 ㉕労働者 ㉖労働者 ㉗労働者 ㉘労働者 ㉙労働者 ㉚労働者 ㉛労働者 ㉜労働者 ㉝労働者 ㉞労働者 ㉟労働者 ㊱労働者 ㊲労働者 ㊳労働者 ㊴労働者 ㊵労働者 ㊶労働者 ㊷労働者 ㊸労働者 ㊹労働者 ㊺労働者

①平均賃金 ②特別給与の額 ③日数 ④特支コード ⑤委任未支給 ⑥特別コード

⑦労働者の性別 ⑧労働者の生年月日 ⑨負傷又は発病年月日

⑩労働者の住所 ⑪療養の期間 ⑫療養の現況 ⑬療養のため労働できなかった期間

⑭療養の現況 ⑮療養のため労働できなかった期間

⑯療養のため労働できなかった期間

⑰療養のため労働できなかった期間

⑱療養のため労働できなかった期間

⑲療養のため労働できなかった期間

⑳療養のため労働できなかった期間

㉑療養のため労働できなかった期間

㉒療養のため労働できなかった期間

㉓療養のため労働できない期間

㉔療養のため労働できなかった期間

㉕療養のため労働できなかった期間

㉖療養のため労働できなかった期間

㉗療養のため労働できなかった期間

㉘療養のため労働できなかった期間

㉙療養のため労働できなかった期間

㉚療養のため労働できなかった期間

㉛療養のため労働できなかった期間

㉜療養のため労働できなかった期間

㉝療養のため労働できなかった期間

㉞療養のため労働できなかった期間

㉟療養のため労働できなかった期間

㊱療養のため労働できなかった期間

㊲療養のため労働できなかった期間

㊳療養のため労働できなかった期間

㊴療養のため労働できなかった期間

㊵療養のため労働できなかった期間

㊶療養のため労働できなかった期間

㊷療養のため労働できなかった期間

㊸療養のため労働できなかった期間

㊹療養のため労働できなかった期間

㊺療養のため労働できなかった期間

令和2年6月4日 事業の名称 株式会社〇〇製作所 電話(000)000-0000

事業場の所在地 葛飾区北町〇-〇 〒XXX-XXXX

事業主の氏名 代表取締役 〇〇一夫 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

労働者の直接所属 事業場名称所在地 電話(000)000-0000

①傷部の部位及び傷病名 左腓骨下端部骨折

②療養の期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間 診療実日数 15日

③療養の現況 令和2年5月31日 治療(症状固定)・死亡・転医・中止・(継続中)

④療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑤療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑥療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑦療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑧療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑨療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑩療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑪療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑫療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑬療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑭療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑮療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑯療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑰療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑱療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑲療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

⑳療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉑療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉒療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉓療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉔療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉕療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉖療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉗療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉘療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉙療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉚療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉛療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉜療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉝療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉞療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㉟療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊱療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊲療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊳療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊴療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊵療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊶療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊷療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊸療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊹療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

㊺療養のため労働できなかった期間 令和2年5月15日から令和2年5月31日まで 17日間のうち 17日

令和2年6月1日 所在地 葛飾区北町〇-〇 〇〇医院 診療担当者氏名 〇〇一郎

上記により 休業補償給付又は複数事業労働者休業給付の支給を請求します。
休業特別支給金の支給を申請します。
〒100-8916 電話(000)000-0000
令和2年6月14日 住所 千代田区霞が関1-2-2 ()方
請求人の 氏名 厚労太郎
向島労働基準監督署長 殿

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します。)

折り曲げる場合には、(▲)の所を念に折りまわらば、折り曲げてください。

(注意) 一、二、三、記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右側に記載された標準字体にならなくて、枠からはみださないように、きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載してください。

様式第8号(裏面)

① 労働者の職種 トラック運転手	③ 負傷又は発病の時刻 午前 1時30分頃	④ 平均賃金(算定内訳別紙のとおり) 11,921円 34銭
⑤ 所定労働時間 午前 8時30分から午後 5時00分まで	⑥ 休業補償給付額、休業特別支給金額の法定比率 (平均給与額) 証明書のとおりに記入してください。	
⑦ 災害の原因、発生状況及び発生当日の就労・療養状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全又は有害な状態があった(お)どのような災害が発生したか(か)⑦と初診日と災害発生日が同じ場合は当日所定労働時間内に通院したか、⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること		
当社第2倉庫入口で18リットル入りの白灯油缶を倉庫に入れて保管するために、トラックの荷台から両手がかかえて一缶ずつ運搬中、コンクリートの床面にこぼれていた油で足をすべらせ、灯油缶を足に落とし、左足腓骨下端部を骨折した。		
⑧ (イ) 基礎年金番号	(ロ) 被保険者資格の取得年月日 年 月 日	
⑨ 厚生年金保険関係 (ハ) 当該傷病に 関して支給 される年金 の種類等	年金の種類	厚生年金保険法のイロハニホ
	障害等級	障害厚生年金
	支給される年金の額	円
	支給されることとなった年月日	年 月 日
基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード		
所轄年金事務所等		

(注 意)

一、所定労働時間後に負傷した場合は、⑨及び⑩欄については、当該負傷した日を除き記載してください。
二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額を超える場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙②欄に記載してください。この場合は、⑩欄に、この算定方法による平均賃金に相当する額を記載してください。
三、別紙2は、⑩欄の「賃金を受けなかつた日」のうち業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうち業務上の負担のみ労働した日(別紙2において「一部休業日」という)が含まれる場合に限り添付してください。
四、別紙3は、⑩欄の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合に、その他就業先ごとに記載してください。その際、その他就業先ごとに注意及び三の規定に従って記載した別紙1及び別紙2を添付してください。
五、請求人申請人が災害発生事業場で特別加入者であるときは、⑩欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。
六、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪欄の事項を証明することができる書類その他の資料を受け付ける必要はありません。
七、事業主の証明は必要ありません。

職種はなるべく具体的に作業内容がわかるように記入してください。

別紙1の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金額を記入します。

⑫どのような場所で、⑬どのような作業をしているときに、⑭どのような物または環境に、⑮どのような不安全または有害な状態があったか、⑯どのような災害が発生したか、⑰①と初診日と災害発生日が同じ場合はその日の所定労働時間内に通院したか、⑱⑦と初診日が異なる場合はその理由を記入してください。

同一の事由により厚生年金保険等の年金を支給される場合にのみ記入してください。

⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	⑩ その他就業先の有無 有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)
有	社
無	
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)	労働保険事務組合又は特別加入団体の名称
	加入年月日 年 月 日
	給付基礎日額 円
	労働保険番号(特別加入)

六、第二回目以後の請求申請の場合には、⑩、⑪、⑫及び⑬欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。
⑭欄から⑱欄まで及び⑲欄は記載する必要はありません。
⑲欄は、平均賃金算定内訳は付する必要はありません。
⑳その請求申請が離職後である場合(療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前である場合を除く)には、事業主の証明は必要はありません。
㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿は記載する必要はありません。
㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿は記載する必要はありません。
㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿は記載する必要はありません。

複数の事業場で就業されている場合、「有」に○をつけ、事業場数を記入してください。ここで記入された事業場ごとに別紙1から別紙3の作成が必要となります。

複数の事業場で就業されている場合で、かつ特別加入している場合に記入してください。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			() -

記入例

様式第8号(別紙1) (表面)

労働保険番号					氏名		災害発生日	
府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	厚労太郎		令和2年5月15日	
1	3	1	1	2	1	1	4	0
					2	9	0	0

複数事業労働者の方は、各事業場について「別紙1」を記入して、提出してください。

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		平成8年 4月 1日		常用・日雇の別		常用・日雇	
賃金支給方法		月給 週給 日給 時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日		毎月 末 日	
A	月・週その他一定の期間に	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計
		総日数		28日	31日	30日	89日
		基本賃金		300,000円	300,000円	300,000円	900,000円
		手当		12,000	12,000	12,000	36,000
		計		322,000円	322,000円	322,000円	966,000円
B	他の請負制又は出来高払制その他	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計
		総日数		28日	31日	30日	89日
		労働日数		19日	22日	21日	62日
		賃金					
		計		35,000円	27,000円	33,000円	95,000円
総計		357,000円	349,000円	355,000円	1,061,000円		
平均賃金		賃金総額(ホ)1,061,000円÷総日数(イ) 89 = 11,921円34銭					
最低保障平均賃金の計算方法							
Aの(ロ) 966,000円÷総日数(イ) 89 = 10,853円93銭(ク)							
Bの(ニ) 95,000円÷労働日数(ハ) 62 × $\frac{60}{100}$ = 919円35銭(ク)							
(ク) 10,853円93銭+(ク) 919円35銭 = 11,773円28銭(最低保障平均賃金)							
日日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	賃金総額	平均賃金		
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額					
	第4号の場合	従事する事業又は職業 都道府県労働局長が定めた金額					
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号による。)	平均賃金協定額の承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額 円						
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ)－休業した期間にかかるとの(リ)) ÷ (総日数(イ)－休業した期間②の(チ)) (円－ 円) ÷ (日－ 日) = 円 銭							

この欄には、労働日数等に関係なく一定の期間によって支払われた賃金を記入します。

賃金締切日を記入します。

災害発生日の直前の賃金締切日から遡って過去3か月間が平均賃金算定期間となりますので、当該期間における賃金計算期間を記入します。

該当する賃金計算期間中に実際に労働した日数を記入します。

この欄には、労働日数、労働時間数等に応じて支払われた賃金を記入します。

両者を比較して、いずれか高い方が平均賃金とされますので本例の場合の平均賃金は11,921円34銭となります。

記入例 (賃金計算期間中に業務外の傷病(私病)等による休業があった場合)

※本例は、私病により4月1日～4月30日までのうち7日間休業した場合の記入例です。

様式第8号(別紙1) (表面)

労働保険番号					氏名		災害発生年月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	厚労三郎		令和2年5月29日	
1	3	1	1	2	1	0	2	0
9	2	0	0	0				

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと)

雇入年月日		平成8年 4月 1日		常用・日雇の別		常用・日雇	
賃金支給方法		月給 週給 日給 時間給・出来高払制・その他請負制		賃金締切日		毎月末日	
A	月・週その他の期間に	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計
		総日数		28日	31日	30(23)日	89(82)日
		基本賃金		300,000円	300,000円	230,000円	830,000円
		住居手当		12,000	12,000	12,000	36,000
		通勤手当		10,000	10,000	10,000	30,000
計		322,000円	322,000円	252,000円	896,000円		
B	他の請くは時間又は出来高払制その他	賃金計算期間		2月1日から2月28日まで	3月1日から3月31日まで	4月1日から4月30日まで	計
		総日数		28日	31日	30(23)日	89(82)日
		労働日数		19日	22日	14日	55日
		基本賃金					
		残業手当		35,000	27,000	23,000	85,000
計		35,000円	27,000円	23,000円	85,000円		
総計		357,000円	349,000円	275,000円	981,000円		
平均賃金		賃金総額(ホ) 981,000円 ÷ 総日数(イ) 89 = 11,022円 47銭					
最低保障平均賃金の計算方法							
Aの(ロ) 896,000円 ÷ 総日数(イ) 89 = 10,067円 41銭(イ)							
Bの(ニ) 85,000円 ÷ 労働日数(ハ) 55 × 60/100 = 927円 27銭(ト)							
(イ) 10,067円 41銭 + (ト) 927円 27銭 = 10,994円 68銭(最低保障平均賃金)							
日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	賃金総額	平均賃金		
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額					
	第4号の場合	従事する事業又は職業					
	第4号の場合	都道府県労働局長が定めた金額					
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額						
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ) - 休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ) - 休業した期間②の(チ)) (981,000円 - 5,133円) ÷ (89日 - 7日) = 11,900円 81銭							

実際に支払われた金額を記入します。本例は、休業した7日分の基本賃金は支払われておらず月決めの住居手当及び通勤手当は支払われている場合の例です。

○囲みの数字は、私病などで休業した日数を控除した日数を記入します。

A, Bを比較して、いずれか高い方とCを比較して高い方が平均賃金とされますので本例の場合の平均賃金は11,900円81銭となります。

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	4月1日から 4月30日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	7 日	日	日 (イ)	7 日
休業した期間中の 療養等のため の賃金	基本賃金	円	円	円
	住居手当	2,800		2,800
	通勤手当	2,333		2,333
	計	5,133 円	円	円 (イ) 5,133 円
休業の事由	000の手術により入院したため			

休業した日に対して支払われた金額を記入します。例えば、住居手当の金額は12,000(表面記載の住居手当)÷30(総日数)×7(休業した日数)で求められ、本例の場合は2,800となります。

③ 特別 給与 の 額	支払年月日	支払額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(特別給与)について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと思われる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

記入例（複数事業労働者の場合）

様式第8号(別紙3)

複数事業労働者用

① 労働保険番号(請求書に記載した事業場以外の就労先労働保険番号)

都道府県所掌	管轄	基幹番号	枝番号
11104	6	0341	0000

② 労働者の氏名・性別・生年月日・住所

(フリガナ氏名) コウロウ タロウ 男 生年月日
 (漢字氏名) 厚労 太郎 女 (昭和)平成・令和) ○ 年 7 月 8 日
 〒 100 - 8916
 (フリガナ住所) トウキョウト チヨダク カスミガセキ
 (漢字住所) 東京都 千代田区 霞が関1-2-2

③ 平均賃金(内訳は別紙1のとおり)

5056 円 17 銭

④ 雇入期間

(昭和)平成・令和) 30 年 4 月 1 日 から 年 月 日 まで
 現在

⑤ 療養のため労働できなかつた期間

令和 2 年 5 月 15 日 から 2 年 5 月 31 日 まで

⑥ 賃金を受けなかつた日数(内訳は別紙2のとおり)

17	日間のうち
17	日

⑦ 厚生年金保険等の受給関係

(イ)基礎年金番号 (ロ)被保険者資格の取得年月日 年 月 日

(ハ)当該傷病に関して支給される年金の種類等

年金の種類 厚生年金保険法の 障害年金 障害厚生年金
 国民年金法の 障害年金 障害基礎年金
 船員保険法の 障害年金

障害等級 級 支給されることとなつた年月日 年 月 日

基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード

所轄年金事務所等

様式第8号(表面)で記入した事業場以外の事業場ごとに、この別紙3を記入してください。

様式第8号(表面)で記入した事業場以外の事業場の労働保険番号を記入してください。

様式第8号(表面)で記入した事業場以外の事業場について、別紙1の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金を記入してください。

様式第8号(表面)で記入した事業場以外の事業場の雇用期間を記入してください。

様式第8号(表面)で記入した事業場以外の事業場について、療養のため労働ができなかつた期間と、そのうち賃金を受けられなかつた日数を記入してください。

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合のみ記入してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合には、当該支店長等の証明を受けてください。

上記②の者について、③から⑦までに記載されたとおりであることを証明します。

令和2年 6 月 5 日
 事業の名称 株式会社〇〇興業 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
 事業場の所在地 埼玉県熊谷市 〇-〇
 事業主の氏名 代表取締役 〇〇二夫

向島労働基準監督署長 殿

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
		()	-